

子育て世帯の移住・定住を促進するため 市有地を売却します

☎総務課 TEL22-6820

普通財産の売払い公告

1. 一般競争入札により次の普通財産を売払います。(地図内で青色に着色した場所)

所在地番	地目	面積(m ²)	予定価格(円)
山県市大字高富字天王1275番13外1筆	宅地	273.35	8,200,000



2. 入札参加の資格

①子育て世帯※であること

②土地を取得する人は個人であること

③自らが居住する専用住宅を建築する世帯であること

※子育て世帯は、次のいずれかに該当する世帯をいいます。

- ・申込時に申請者またはその配偶者が扶養する中学生以下の子が同居する世帯
- ・申込時に母子健康手帳の交付を受けている出産予定の子がいる世帯

3. 土地利用の条件

土地の利用に当たっては、次の条件があります。契約内容については、市有財産一般競争入札説明書に掲載の「市有財産売買契約書」を参照してください。

- ・落札者は、所有権移転の日から5年間、第三者への転売を禁止する。
- ・落札者は、売買物件において、所有権移転の日から5年以内に専用住宅の建築工事を完了させ居住する。
- ・建築できる建物は、自己用専用住宅に限定する。

4. 入札参加申込の方法

入札参加申込書に必要な書類を添えて、申込期間内に直接持参するか郵送(簡易書留)で提出してください。

▶**申込期間** 令和5年8月31日(木)～令和5年9月15日(金) ※**必着**
9時～17時(土日祝日は除く)

▶**申込場所** 山県市役所2階総務課

5. 申し込み、入札の方法などについて

詳しくは、市HPを確認してください。

6. 提出先

山県市役所総務課(山県市高木1000番地1)



市HPはこちら



連載 きらりと輝く！ わくわくカンパニー

20 さくらステップ3 美山建設株式会社

❁ここがさくらカンパニー

・日報や翌日のHDDのリストを共有しており、急な休みにも対応できる体制がとられている。

・法定を超える看護休暇・介護休暇日数や、毎週水曜日をノー残業デーにするなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる。

・女性活躍推進担当者を任命し、誰でも相談しやすい環境を整えている。

❁わが社のさくら

社内の風通しが良く意見を取り入れてもらいやすいと語る山口さんには話を聞きました。

私たちの会社は、上司にも気兼ねなく相談することができ、困ったことがあってもすぐに解決に向けて動いてもらえます。

社内では年1回ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍に関するア

市では、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に積極的な事業所を山県市さくらカンパニーとして認定しています。連載では、認定企業の取り組みを紹介します。

企画画財政課 TEL22-6825

ンケートを実施し、社員が今後の目標を立てるきっかけになっています。資格取得を目標とした社員のために、参考書や講習会、受験料など全ての費用を会社が負担するバックアップ体制が整っています。

また、今年5月に新しい試みとして社員の健康づくりのため、企業対抗のウォーキングイベントに希望社員10人で参加し、岐阜県で2位の成績を収めました。健康づくりだけでなく社員同士の会話のきっかけになり、団結力が深まりました。

これからも、新しい試みに挑戦しつつ地道に頑張っていきたいです。



総務部 山口 智子さん

福祉医療費助成制度のご案内

表にある対象者に医療費の助成を行っています。制度の利用には申請が必要で、受付(審査)後、該当する受給者証を交付します。また、住所や氏名、健康保険証が変更になったときは、受給者証と保険証をお持ちのうえ手続きをしてください。

▼助成方法

・県内医療機関 保険証と一緒に受給者証を医療機関で提示してください。

・県外医療機関 自己負担分をいったん医療機関で支払い、後日、市民環境課か各支所で払い戻しの手続きをしてください。

市民環境課 TEL22-6827
ID1008

重度の受給者証更新

現在交付している重度の福祉医療費受給者証の有効期限は**9月30日**です。所得審査後、9月中旬に該当者に案内通知書を郵送しますので手続きしてください。

▼受付期間 9月15日(金)～29日(金)
※土日祝日は除く

▼受付場所 通知書に記載
母子・父子家庭受給者証の更新

10月中旬に該当者に案内します。

名称	対象者	受給者証	所得制限	助成額	対象医療
子ども医療費	0歳から小学校就学前までの児童	乳幼児	なし	保険診療の自己負担分の全額	入院・外来
	小学校1年生から18歳到達後の年度末まで※	子ども			
母子家庭等医療費	・18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない母とその児童 ・父母のいない18歳未満の児童	母子家庭	あり	保険診療の自己負担分の全額	入院・外来
父子家庭医療費	18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない父とその児童	父子家庭			
重度心身障害者医療費	・身体障害者手帳(1～3級)所持者 ・療育手帳(A1、A2、B1)所持者 ・精神保健福祉手帳(1、2級)所持者 ・戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)の交付を受け、かつ、身体障害者手帳4級所持者	重度			

※高校生世代の令和5年11月から使用できる受給者証の交付については、後日あらためて案内する予定です。10月までの医療費の助成は払い戻しの手続きとなるため、領収書を保管しておいてください。